

平成29年（く）第24号
再審請求人 守 大 助

2017(平成29)年12月8日

進行に関する意見書

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

弁護士 花 島 伸 行

弁護士 松 浦 健太郎

弁護士 堀 井 実千生
外

1 三者協議の必要性

弁護士は、10月2日付け及び11月8日付けの「進行に関する意見書」において三者協議を実施されるよう求めた。

今回は、さらに別の観点から、改めて三者協議の必要性について述べ、是非とも、三者協議をもたれるように求めるものである。

それは、本件において、確定審及び再審請求審を通じ、最も肝心要の事柄、判断を回避することが許されない事項について、判断の遺漏があるという点である。

当審において、この点を進行協議の俎上に載せることによって、新証拠を踏まえた真実の探求に向け適切な進行を図る必要がある。

以下、症状・病態論と質量分析鑑定論について指摘する。

2 症状・病態論について協議する必要性

すなわち、本件各患者に、筋弛緩剤が投与されたことによる薬効

に合う症状が認められるのかどうかという症状・病態論である。

発端となった小6女児の件で典型的にみられるとおり、その症状経過のどこにも筋の弛緩が認められないばかりか、むしろ逆に活発な筋の収縮運動、とくにけいれんが認められている、とする弁護人の具体的証拠と事実に基づいた指摘に対し、検察官からは何ら答弁も反論も主張もないこと、また、裁判所はこれに対する判断を回避し続けていることである。

また、これも小6女児の件において明瞭に認められているとおり、腹痛と嘔吐を訴えて受診した女児は復視、構音障害、不随意運動、そして、けいれん、意識障害といった、明らかに脳卒中様の症状を呈し、さらには、呼吸回数の低下、心拍数の低下という症状経過を辿った。これは、医師であれば誰の目から見ても、先に、脳に異状を来して脳卒中様の症状を呈し、さらに、呼吸と循環の中樞が障害されることにより、後に、呼吸数と心拍数が低下したものと診断される。つまり、先に脳の障害が起こり、後に呼吸の障害が起こったという機序が明らかに認められるのである。

もし筋弛緩剤が投与されたとすると、同剤は神経と筋の連絡を断って呼吸筋を含む骨格筋等を弛緩させるのであるから、先に、呼吸機能が障害されて呼吸困難を来し、肺呼吸の犬等の動物実験によると、呼吸筋を小刻みに速く動かすという浅い頻呼吸がみられる。

小6女児の症状は、先に呼吸障害がみられて酸素不足に陥り後に脳障害を来す筋弛緩剤の薬効によるものとは到底認められるものではなく、まさしく、先に脳機能障害、後に呼吸障害を来しているものであり、確定1審で何らかの原因による急性脳症と診断した日本医科大学麻醉科主任教授（当時）小川龍の診断は厳然と生きている。

確定判決は（そして再審棄却決定も）、小6女児の症状は逆だとする小川証言に向き合うことをせず、判断を回避し、逃げている。

そして、再審請求審において、池田正行教授の診断鑑定が、小6女児の主訴である腹痛と嘔吐に始まり、北陵クリニックで観察された上記の脳卒中様症状、さらには仙台市立病院の診療録に記載されている、高乳酸血症、肥大型心筋症、難聴といった一連の症状全てを、一元的に説明できる唯一の病態ミトコンドリア病（メラス）によるものであることを明らかにしたのである。

点滴処置の前からみられた小6女児の主訴、腹痛と嘔吐の原因が究明せずに放置されていること、請求人による点滴の処置と上記の北陵クリニックで観察された脳卒中様の症状などは全く無関係だとする弁護人の指摘にこれに応えようとしない検察官、そして裁判所の在り方、このような裁判の進行は決して許されるものではない。

以上の確定審、再審請求審を通じ解明されていない課題（請求人の無実を示す主張及び証拠）について、検察官がどのように考えるかを明らかにさせると同時に、抗告審裁判所がこの課題について逃げずに判断するために必要かつ適切な審理を進めるべく、三者の進行協議がぜひ必要なのである。

3 鑑定論として土橋質量分析鑑定について協議する必要性

血液等の鑑定資料から本当に筋弛緩剤が検出されたのかどうかという質量分析鑑定論においては、実験鑑定である土橋鑑定が、鑑定資料と標品のベクロニウム（未変化体）の双方から、ベクロニウムの指標イオンである m/z 258 を検出したとしている。

だが、鑑定資料から同信号を検出したことを裏付ける実験データが示されていないばかりか、標品のベクロニウムから同信号を検出したことを裏付ける実験データすら示されていない。

実験鑑定の生命は、実証性、確かに鑑定資料の鑑定を行ったことを示す、鑑定の経過と結果を裏付ける生実験データの存在である。

ところが、土橋鑑定においては、血液等の鑑定資料についても、標品のベクロニウムについても、その中身を分析したこと、調べたことを裏付ける実験データが皆無なのである。

なぜ当該実験データがないのかについて、検察官は確定1、2審では説明を怠り、最高裁の段階ではじめて「そもそも本件各鑑定においては、LC/MS/MSで分析しているのであり、LC/MSによる分析を行っていないのであるから・・・中略・・・LC/MSのデータが存在するはずがない」と主張、MS1によるスキャン分析を行っていないことを明らかにし、さらには「弁護人は、・・・中略・・・実際に m/z 258 のイオンを検出したのかさえ疑問である旨主張するが、LC/MS/MSで分析を行うということは、すなわち、MS1で検出したイオンを開裂させるということであり、MS

1で検出できないイオンを開裂させることなどできるはずがなく、MS 1で m/z 258のイオンを検出しているからこそ、これを開裂させたのであることは明らか」と主張する（答弁書11頁）。

このような主張は、裏付け実証データを示さないままに、土橋の「血液等の鑑定資料からそして標品のベクロニウムの双方から m/z 258を検出した」という口頭説明を引用しているに過ぎない。

土橋以外の第三者から見て何を分析したというのか不明であるという点で、鑑定資料の全量消費さらには鑑定資料受渡簿の不提出と通底する「鑑定資料の実在性」という重大な問題をはらんでいる。

確定判決では、土橋鑑定と土橋証言に全幅の信頼がおかれたため、実証データの欠落という問題は看過されていた。だが、再審請求審では土橋鑑定が科学的に誤っていることが明確となり、また、これまでに提出した証拠によると、土橋は、確定審の証言当時、すでにベクロニウムの指標イオンは m/z 258 (m/z 515) でなく m/z 279 (m/z 557) であるとの認識の下、敢えて m/z 258を指標イオンとする虚偽の証言を行った疑いが濃厚である。このような人物が実証データも示さず m/z 258を検出したなどと述べても、信憑性のかけらもない。

よって、土橋証言に信をおいた裁判の進行は決して許されない。

以上、この点についても検察官がどのように考えるかを明らかにさせると同時に、抗告審裁判所がこの課題について逃げずに判断するために必要かつ適切な審理を進めるべく、三者の進行協議がぜひ必要なのである。

4 結論

進行協議を要する理由をまとめるならば以下のとおりである。

根源は、発端である小6女兒の「急変」症状に対し、関係者の間で対処の方法を誤ったことにある。医療の問題として対処が求められていたのに、刑責を問う刑事司法の場に投げ込まれてしまった。

そして、捜査関係者の「筋弛緩剤事件」との思い込みが、カルテ等の専門的分析を怠ったまま、請求人の逮捕そして記者発表となり、後戻りのしにくい状態に捜査関係者を追い込んでしまった。

最初の段階で決定的な「ボタンの掛け違い」が生じたのである。

つぎつぎと、合わない、不一致、食い違い、という事態・事象が出現することになる。

患者の症状では、薬効と症状の違い、筋の弛緩が認められない、症状の発現順序が逆であること等の不一致は枚挙にいとまがない。

質量分析鑑定では、鑑定資料受渡簿の不提出が「急性期の血液と尿そして点滴残溶液の不存在」をうかがわせるものとなっており、さらには、鑑定資料の全量消費と鑑定資料中の含有物を調べた実証データが無いことは、鑑定資料中に筋弛緩剤ベクロニウム関連物質の不存在をうかがわせるに十分である。さらに土橋均は、2001（平成13）年の8月頃までにはベクロニウムの指標イオンは m/z 279（ m/z 557）と文献上の記述をしながら、確定審に加え再審請求審でも「ベクロニウムの指標イオンは m/z 258（ m/z 515）と主張するといういわゆる二枚舌を露呈していることも、「ボタンの掛け違い」から起きていることである。

「ボタンの掛け違い」は、途中で修正訂正が効くものではなく、掛け間違いのはじめから全部はずして掛け直すほかないのである。

本件において、ボタンをはじめから全部はずして掛け直すということは、小6女兒の主訴である小学校で始まった腹痛そして嘔吐、北陵クリニックで観察された脳卒中様症状、仙台市立病院のカルテに記載されている高乳酸血症、肥大型心筋証、難聴の各検査データを一元的に統一的に一病態で説明するものとして、ミトコンドリア病（メラス）であると率直に受入れることであり、これに正面から向き合うことにより、純粋な医療問題として解決することである。

一般の社会においてはありえないと思われる判断がまかり通っている。それが本件の確定審とこれまでの再審請求審の審判である。

このような事態は、一般国民が裁判所に対して素朴に抱いている印象、つまり、裁判所こそが証拠と事実に基づいて最も正確にかつ厳密に事実の認定を行い、事案の真相を解明してくれるところだという期待、これに真っ向から反することではないのか。

決定的な「ボタンの掛け違い」から、17年の歳月が過ぎようとしている。守大助氏の取り返しのつかない残りの人生が刻一刻と、削り取られている。これ以上の問題の先送りは決して許されない。

審理を正常な軌道に戻すべく、三者協議は必須のものであるから、

重ねて三者による進行協議を持つことを強く求める。

以上